

岩手県職員委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第14号

岩手県職員委員会規則の一部を改正する規則

岩手県職員委員会規則（昭和24年岩手県規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規則は、地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号） <u>第25条第3項</u> の規定により、岩手県職員委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号） <u>第9条第3項</u> の規定により、岩手県職員委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。